

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業価値の向上と企業の持続的成長のためには、経営の効率性・透明性を高め、公正で健全な企業活動を行うことが最重要であることを認識し、経営ビジョン(経営理念及び目指すべき企業像)の実現に向けた事業活動を行う中で、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、取締役会を中心とした適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制及び適正な監督・監視体制の構築並びにその実効性の強化に努めます。なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や方針等については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下「ガイドライン」)」としてとりまとめ、当社ホームページで公表しています。(<https://www.honshuchemical.co.jp/corporate/governance.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使)

議決権の電子行使につきましては、機関投資家や海外投資家の比率、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、手続・費用等を勘案の上、引き続き検討を進めてまいります。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、取締役会が決議事項・報告事項について適切な意思決定を行い、かつ代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくために、業務執行者からの独立性が確保された独立社外取締役を本書提出日現在において1名選任しており、独立社外取締役は有効にその機能を有しておりますが、さらなる適正化に努めてまいります。

(原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、2020年度～2023年度の中期経営計画を策定しており、当社ホームページに開示しております。今後更に検討を進め、自社の資本コストを踏まえた収益計画や資本政策の基本方針等について分かりやすく示すよう取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 株式の政策保有に関する方針)

当社は、今後、政策保有株式を保有しない方針であり、これまで保有していた株式については、2019年度末までにすべて売却いたしました。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社で実施する取引については、当社の稟議規則に従い、その規模及び重要度に応じて経営会議への付議、必要な決裁手続を行うことに加え、当社と当社取締役との取引又は利益相反取引については、あらかじめ取締役会で審議したうえで実行し、事後、結果を取締役に報告します。

(補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保)

当社の女性社員は、2021年3月末時点25名で、社員総数の7.6%にあたります。管理職は2名で、管理職総数の3.0%にあたります。当社は、男女の区別なく、当社の経営理念や目指すべき企業像に共感し、事業に貢献して頂ける人材を採用していく方針です。引続き、職場環境や福利厚生を充実させ、女性活躍の推進に積極的に取り組んでまいります。

当社の外国籍社員は、2021年3月末時点3名で、いずれも大学の留学生からの採用です。今後についても、当社事業のグローバルな展開を意識し、留学生を含む外国人材の採用を積極的に促進してまいります。

即戦力採用につきましても、当社の事業展開を意識して積極的に取り組んでおり、管理職への登用も積極的に促進してまいります。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付年金制度の適正な運営を図るため、年金委員会を設置し、運用機関に対する定期的なモニタリングを行うなど、適正な資産運用が行われるよう管理しております。また、同委員会の構成員には、経理・財務部門から年金の運用に関する適切な資質を有する人材を登用するとともに、年金運用セミナーへの参加等を通じ、その専門性を高めるよう努めております。

(原則3-1(1)～(5) 情報開示の充実)

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、経営ビジョンとして、次の「経営理念」と「目指すべき企業像」を定め、2020年度～2023年度までの中期経営計画とともに当社ホームページにて掲載しています。<https://www.honshuchemical.co.jp/ir/plan.html>

【経営理念】

企業活動を通して、社会の持続的発展、国民生活の福祉増進に貢献するとともに、お客様、従業員、株主及び地域社会から真に信頼される存在であり続ける。

【目指すべき企業像】

独自のフェノール誘導品合成技術をもとに、他社が真似のできない製品を創出し、最高のサービスにより提供するグローバル・ファインケミカル・スペシャリスト

なお、2020年度～2023年度の中期経営計画を策定しており、当社ホームページに開示しております。

(2)本コードを踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針
本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」及びガイドラインに記載のとおりです。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

1.取締役(社外取締役を除く。)の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としています。

- 1)経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること
- 2)会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
- 3)株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること

2.取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、月額報酬及び賞与により構成しています。

月額報酬は、役位ごとの基準額をベースに、当社業績の実績と見通しを勘案して定める額を固定給として支給することとし、賞与は、業績連動要素を取り入れた一定の計算式により算定される額に、個人別査定を加味した額を支給します。また、各取締役の具体的な報酬額については、社長を含む社内取締役2名、独立社外取締役1名及び社外取締役1名を構成員とする指名・報酬諮問委員会にて審議の上、社長が決裁することにより決定します。なお、2020年6月24日開催の第91期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されております。

3.社外取締役の報酬は、月額報酬のみで構成し、報酬の水準は、各種調査等を踏まえ、上記指名・報酬諮問委員会にて審議の上、社長が決裁することにより決定します。

(4)取締役・監査役候補の選解任を行うにあたっての方針と手続

1.当社の取締役の選任基準は次のとおりです。

1)取締役(社外取締役を除く。)

- ・当社の経営を適確、公正に監督することができる知識、経験を有すること
- ・経営ビジョンの実現に向け、強いリーダーシップを発揮できること

2)社外取締役

- ・企業経営、法令遵守、財務会計、リスク管理等、当社の経営に資する分野における高い見識や豊富な知識・経験を有すること
- ・高い倫理観、公正性及び誠実性を有すること
- ・社外ステークホルダーの視点に立ち、当社の企業価値向上に対する有益かつ忌憚のない助言を行えること

なお、当社取締役の選任にあたっては、上記基準を勘案し、社長を含む社内取締役2名、独立社外取締役1名及び社外取締役1名を構成員とする指名・報酬諮問委員会にて審議の上、取締役候補者案を策定し、取締役会及び株主総会で決定します。また、当社取締役の解任に関しては、当社の取締役会に法令・定款違反、その他職務を遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、当該取締役の役位の解職又は株主総会に対する解任議案の提出については、上記指名・報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会で決定します。

2.当社の監査役の選任基準は次のとおりです。また、少なくとも1名以上は、財務・会計に関する知見を有している者を選任します。

1)監査役(社外監査役を除く。)

- ・当社の取締役の業務執行の監査を適確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること
- ・高い倫理観、公正性及び誠実性を有すること

2)社外監査役

- ・企業経営、法令遵守、財務会計、リスク管理等、当社の経営に資する分野における高い見識や豊富な知識・経験を有すること
- ・高い倫理観、公正性及び誠実性を有すること

なお、当社監査役の選任にあたっては、上記基準を勘案し、社長を含む社内取締役2名、独立社外取締役1名及び社外取締役1名を構成員とする指名・報酬諮問委員会にて審議の上、監査役候補者案を策定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会及び株主総会で決定します。

(5)取締役・監査役の選解任を行う際の個々の選解任についての説明

株主総会招集通知に取締役・監査役候補者の個々の選解任理由を記載することにより、説明を行っております。

(補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等)

当社グループは社会の持続可能な発展のため、企業活動も売上・利益の追求だけではなく、環境や社会に配慮した経営、これを可能にする企業統治が求められるとの認識のもと、以前からこれらの取り組みを進めてまいりました。主な内容として、CO₂排出量の削減、工場見学会の開催や地域住民との交流、産学連携オープンイノベーションの推進、指名・報酬諮問委員会の設置、政策保有株の廃止といった企業統治の強化を行ってまいりました。

今後とも継続的なエネルギー原単位の向上、環境保全に貢献する新製品の開発、産業廃棄物の削減および有効活用の推進など「環境負荷の軽減」、SDGsへの本格的な取り組み、地域連携の拡大の検討、ICTを積極活用した社員の働き方改革など「社会の調和」、ステークホルダーとの対話の強化、コンプライアンス・リスク管理体制の継続強化など「ガバナンスの強化」といったESG各項目への活動を拡大・進化させ、環境や社会への貢献と会社成長の両立を目指してまいります。

(補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲)

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規則で定めており、株式・社債に関する事項、会社財産の処分等に関する重要事項、経営ビジョン、中期経営計画、年度予算など経営に関する重要事項のほか、法令・定款で定める事項、これに準ずる重要事項について取締役会で決議することとしています。それ以外の事項に関する業務執行の意思決定については、取締役に委任しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準)

ガイドライン「第4章 コーポレートガバナンス体制」「11.独立性基準」に記載のとおりです。

(補充原則4-11-1 取締役会全体としての能力、多様性の考え方)

1.当社の取締役の員数は、定款の定めにより12名以内とし、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化の観点から、都度、適切な規模を決定します。また、社外の企業経営経験者、学識経験者、法律・会計関係者等豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させ、取締役の業務執行に対する監督の実効性を高めるため、独立社外取締役を複数名選定することを基本とします。

2.取締役(社外取締役を除く。)は、事業内容の特性に鑑み、性別・国籍等を問わず、営業、生産・技術、研究、財務・人事等、当社の事業運営に必要な知識・経験・能力を有する者をバランス良く選定します。

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況)

当社の取締役および監査役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知に記載の通りです。

(補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価)

取締役会全体の実効性についての分析・評価については、年1回実施しており、その結果の概要を当社ホームページ(2021年4月28日「当社取締役会の実効性評価について」)にて公表しております。 <https://ssl4.eir-parts.net/doc/4115/announcement/68414/00.pdf>

(補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング)

1.当社は、新任社外役員に対し、就任前の当事業説明や、当事業所見学会等の当事業への理解を深める機会を提供し、また、在任中にも必要に応じ、同様のトレーニングの機会を提供します。

2.新任社内役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供し、また、在任中にこれらの継続的な更新を目的に、個々の役員に応じたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の負担を行います。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

1.当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営トップを始めとした経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めます。これらの対話を通じて、当社グループの経営戦略や経営計画にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声を傾聴し、また真摯に受け止め、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につなげます。

2.当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主等からの面談の申し込みに対し、その面談の目的も踏まえ、合理的な範囲で、経営陣幹部や役員が対応することを基本とします。

3.当社は、総務・広報担当取締役が、株主等との対話を全般的に統括する役割を担います。また、関係する総務・広報及び経理の部門においては、定期的な情報共有等を通じ、有機的な連携を図ります。

4.当社は、機関投資家・アナリスト・プレス関係者向け会社説明会の定期開催(原則として5月、11月 但し2020年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催を断念いたしました。)、機関投資家等の要望に基づく個別の事業説明など、株主等との対話の機会を積極的に設けるとともに、把握した意見・懸念については、必要に応じ、速やかに経営トップを始めとする社内関係部門へのフィードバックを行います。

5.当社は、インサイダー取引防止規則、会社情報管理規則に基づき、対話におけるインサイダー情報の漏えい防止に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	3,098,000	26.99
三井化学株式会社	3,098,000	26.99
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	747,578	6.51
山田 直邦	312,800	2.72
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLINET ACCTS M ILM FE	254,903	2.22
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	239,327	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	200,000	1.74
JPモルガン証券株式会社	199,700	1.74
MSIP CLIENT SECURITIES	170,372	1.48
学校法人田中育英会	141,000	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしております。当該取締役会決議は、公開買付者らが本公開買付け及びその後の一連の手續により当社の株主を公開買付者らのみとすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

本公開買付けの結果につきましては上記「2. 資本構成」の補足説明をご参照ください。

また、当社は、公開買付者らからの要請を受け、2021年7月9日開催の取締役会において、2021年6月30日を議決権行使のための基準日とし、2021年8月17日を開催日とする臨時株主総会を招集し、当社の株主を公開買付者らのみとし、当社株式を非公開化するために、当該臨時株主総会に当社株式1,912,798株を1株に併合する株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について付議することを決議しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒河内明子	弁護士											
壁谷恵嗣	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒河内明子		_____	黒河内明子氏は、長年にわたる弁護士として豊富な経験に基づき、法令遵守、企業倫理、リスク管理等の分野で高い見識を有しており、社外取締役として専門的・客観的な立場から当社の経営について監督と助言をいただいております。また、同氏は、昭和61年4月に三井物産株式会社を退社しており、以降、同社と同氏個人との間で特別な利害関係は全くなく、同社の意向に影響されることなく、弁護士活動を行っております。同氏は、実質的に当社経営陣と利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

壁谷恵嗣	○	該当事項はありません。	壁谷恵嗣氏は、長年にわたる公認会計士として豊富な経験に基づき、企業会計、税務、リスク管理等の分野で高い見識を有しており、社外取締役として専門的・客観的な立場から当社の経営について監督と助言をいただいております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、また、実質的にも当社経営陣と利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。
------	---	-------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、役員選任や役員報酬制度の妥当性及び透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、役員候補者案及び役員報酬制度について審議する仕組みを導入しています。

・委員会の委員
 代表取締役 福山裕二
 常務取締役 岡野克也
 取締役 黒河内明子(社外取締役)
 取締役 壁谷恵嗣(独立社外取締役)

・主な審議事項
 役員の選解任及び取締役の報酬に関する事項

・事務局:人事総務部長

・2020年度の活動状況:委員会開催1回

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門(監査室)は、相互にそれぞれの年間監査計画や監査結果等につき意見・情報交換を行うなど、緊密に連携しつつ効率的かつ実効性のある監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹中雅史	その他													
中野敬久	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d
- 上場会社の親会社の監査役
- e
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m
- その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹中雅史		_____	竹中雅史氏は、三井化学株式会社において経理部門を中心に豊富な業務経験があり、当該分野における幅広い専門知識、高い見識を有しております。これらの経験・実績から当社の監査機能の強化に資するところが大きいと判断し、監査役として選任しております。
中野敬久	○	該当事項はありません。	中野敬久氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な専門的知見を有しており、また企業経営者としての幅広い経験と見識を有していることから、当社の社外監査役として、高度な専門知識を活かし、客観的な立場から当社を監査していただいております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を充たしており、また実質的にも当社経営陣と利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、継続して独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

業績連動要素を取り入れた取締役の賞与は、全社業績目標へのインセンティブを高めるため、その連動性を反映する仕組みとして、「連結経常利益」を指標としたフォーミュラを用いて基礎額を算定しております。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限

付株式報酬制度を導入しております。

。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役(9名)報酬等の総額159百万円(うち、社外取締役9百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く。)の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としております。

- 1)経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること。
- 2)会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること。
- 3)株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、月額報酬及び賞与により構成しております。月額報酬は、役位ごとの基準額をベースに、当社業績の実績と見通しを勘案して定める額を固定給として支給することとし、賞与は業績連動要素を取入れた一定の計算式により算定される額に、個人別査定を加味した額を支給しております。また、各取締役の具体的な報酬額については、社長を含む社内取締役2名、独立社外取締役1名及び社外取締役1名を構成員とする指名・報酬諮問委員会において審議の上、社長が決裁することにより決定することとしております。なお、2020年6月24日開催の第91期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する旨決議しております。

社外取締役の報酬は、月額報酬のみで構成し、報酬の水準は、各種調査等を踏まえ、上記指名・報酬諮問委員会で審議の上、社長が決裁することにより決定することとしております。

(注)取締役の報酬限度額 年額200百万円以内(うち社外取締役20百万円以内) 2020年6月24日開催の第91期定時株主総会において決議

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

○社外取締役のサポート体制

社外取締役に対しては、事務局(人事総務部)より必要に応じてサポートを行っております。

○社外監査役のサポート体制

・常勤監査役は、監査役会において、経営会議等の社内の重要な会議の内容や往査の結果など日常の監査を通じて得られた情報を非常勤の社外監査役に報告し、情報の共有化を図っております。

・監査役の職務を補助する専任の部署・要員は置いておりませんが、人事総務部及び経理部所属の各1名が必要に応じて監査役に対するサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1)取締役会においては、法令及び定款で定められた事項や経営上の重要事項を審議・決定するとともに、その他の重要事項や業務執行状況について報告を行っております。提出日現在、取締役9名のうち、社外取締役は2名となっております。

(2)迅速な意思決定を行うため、取締役会以外に、原則として毎月2回、常勤の取締役に常勤監査役を加えた経営会議を開催し、取締役会付議事項について事前審議するほか、重要な業務執行に係る事項のすべてについて審議・決定しております。

(3)監査役監査については、監査役会で決定した監査方針・監査計画に従い、常勤監査役を中心として取締役会や経営会議その他重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行状況等を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧するなど日常的な監査業務を行い、取締役の職務執行の監督と内部統制機能の有効性についてチェックを行っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門(監査室)との間で、監査結果等について意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施しております。提出日現在、監査役3名のうち、社外監査役は2名となっております。

(4)内部監査部門として、社長直轄の監査室を設置しており、当社及び当社の子会社における法令・社内規則等の遵守状況について監査を実施するとともに、財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する評価を行っております。

(5)会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、当社は、会計監査人の監査計画に対応して、適時必要な資料・情報を提供しております。業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員の渡辺伸啓及び垂井健の2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社制度のもと、独立社外監査役を含む監査体制により経営監視機能を強化するとともに、当社経営陣から独立した社外取締役を含む経営体制により取締役会における意思決定の適正化と取締役の職務執行に関する監督を強化することにより透明性のある経営を行っており、コーポレート・ガバナンスは機能しているものと認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	会場予約上の制約がない限り、できるだけ集中日を避けて株主総会を開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知および議案を英文で作成し、招集通知の発送に併せて当社ホームページに掲載しております。
その他	2021年6月24日開催の第92期定時株主総会の招集通知につきましては、発送日(6月8日)よりも前(6月7日)に当社ホームページに掲載しております。当社の理解度を深めてもらうため、株主総会終了後に経営状況等の説明会を開催しておりますが、第92期定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催を断念いたしました。)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家のほか、プレス関係者を対象に年2回、原則として5月・11月に会社説明会を開催し、社長が決算等の状況や今後の見通し等について説明を行っております。但し2020年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催を断念いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・業績予想修正等の適時開示資料・有価証券報告書及び四半期報告書・会社説明会の資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部及び経理部においてIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『経営ビジョン』の中で经营理念として「企業活動を通して、社会の持続的発展、国民生活の福祉増進に貢献するとともに、お客様、従業員、株主及び地域社会から真に信頼される存在であり続ける」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	『企業行動憲章』において、「地球環境保全のための取り組みを経営の重要課題として位置づけ、自主的・積極的に推進する」旨を定めており、地球温暖化ガス(CO2)や産業廃棄物の削減、騒音・臭気の低減など環境負荷低減のために諸施策を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	『企業行動憲章』において、「社会から信頼される開かれた企業として、株主をはじめとしたステークホルダーに対して適時適切な企業情報の開示を積極的に行う」旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、あらゆる企業活動において法令・ルールや企業倫理の遵守(コンプライアンス)を基本かつ最優先事項とするなかで、効率的な事業運営を行うためには、内部統制システムを構築し、これを有効に機能させることが不可欠であり、経営上の最優先事項と認識しております。

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

1. 当社及び関係会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び関係会社は、役員及び社員の行動指針として制定した「企業行動憲章」及びより具体的な行動基準を定めた「行動規範」の周知と実践を図り、あらゆる企業活動において法令・ルール及び企業倫理の遵守(コンプライアンス)を最優先事項とすることを徹底する。

(2) 当社において、コンプライアンス及びリスク管理に関する活動を全社的に推進するための組織として設置したコンプライアンス・リスク管理委員会(委員長:社長)は、コンプライアンス活動に関する全社横断的な方針・計画・施策の立案、実績評価、社内広報及び法令違反行為等に対する対策その他重要事項の検討・提言を行う。

(3) 当社において、内部監査を担当する組織として設置した社長直属の監査室は、各組織における業務執行について適正・適法性の面からのチェックと評価を行い、コンプライアンスの実効性を確保する。

(4) 当社及び関係会社は、コンプライアンス上問題のある行為については、「内部通報規則」に基づき、通常の業務執行ラインとは別に、コンプライアンス・リスク管理委員会に直接通報できる体制を構築し、運用する。

(5) 当社及び関係会社は、反社会的な勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした対応をとり、利益の供与は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社において、「文書管理規則」に基づき、法令上保存を義務づけられている文書、重要な会議の議事録、重要事項に関する決裁書など取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書を、保存及び管理する。

3. 当社及び関係会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び関係会社は、「リスク管理規則」に基づき、リスク管理意識の浸透、リスクの早期発見及びリスクの顕在化を未然に防止するためのリスク管理システムを構築し、運用を適切に行う。

(2) 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理に関する全社横断的な方針・計画・施策の立案、実績評価、社内広報その他重要事項の検討・提言を行う。

(3) 当社及び関係会社において、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、関係会社については、当社の所管部署がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、当社の監査室による監査の対象とする。

(4) 当社及び関係会社の社員が、リスク情報の報告・相談窓口である内部通報制度(以下「ヘルプライン」という。)への通報を行える体制を整える。当社社員及び関係会社の社員を対象に定期的を実施するリスク管理教育や、社内のネットワークシステムを通じてヘルプラインの存在及び活用を周知徹底する。

4. 当社及び関係会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1) 当社及び関係会社の取締役は、「中期経営計画」及び「年度予算」に基づいて、業績目標を設定し、その達成状況を取締役会及び経営会議において定期的に報告する。

(2) 当社において、迅速な意思決定を行うため、原則として毎月2回、常勤の取締役から構成される経営会議を開催し、取締役会付議事項のほか重要事項のすべてについて審議を行う。

(3) 当社において、取締役会及び経営会議の付議基準、社長又は担当取締役による決裁基準については、社内規則において明確に定める。

(4) 当社の「稟議規則」その他の社則により、関係会社に関する事項についての当社及び関係会社の権限分配及び意思決定手続きを明確化する。

5. 関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び関係会社の健全かつ円滑な運営のため、当社の「関係会社管理規則」その他の社則により、事前に関係会社が当社の承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続き等を明確にする。

(2) 当社は、「企業行動憲章」及び「行動規範」を当社グループに共通のものとして制定しており、関係会社に対しても「企業行動憲章」及び「行動規範」に定めるコンプライアンス等に関する行動指針及び行動基準を周知徹底させる。

(3) 当社の監査室は、関係会社についても監査を実施する。

(4) 関係会社の重要事項については、当社の「取締役会規則」及び「経営会議規則」に基づき、取締役会及び経営会議に付議のうえ審議する。

(5)当社は、関係会社の業務運営管理を適切に行うため、「関係会社管理規則」において、関係会社ごとに所管部署を定めるとともに、関係会社における経営上の重要な決定事項の当社との事前協議及び経営状況等の当社への報告に関するルールを設ける。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

7.監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

8.当社及び関係会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社及び関係会社の取締役及び使用人は、1)当社グループに重大な損害を及ぼす事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、2)違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告するほか、「監査役会規則」に基づき、監査役が説明を要請した事項について報告する。また、ヘルプラインを通じて当社及び関係会社の社員より報告された情報についても即時又は適宜当社監査役に報告される。

(2)監査室長は、「内部監査規則」に基づき、内部監査の結果を監査役に報告する。

(3)関係会社における監査役の監査結果は必要に応じて、当社の監査役に報告される。また、当社の監査役と関係会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

9.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い(解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。)を行わないこととし、関係会社にも同様の取扱いをさせる。

10.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11.その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1)当社において、監査役は、会計監査人との間及び監査室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

(2)当社において、監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況のモニタリングを行うため、取締役会のほか経営会議や事業部会議等の重要な社内会議に出席のうえ意見を述べることもできるとともに、稟議規則に定める決裁書のほか業務執行に関する重要な文書を常時閲覧することができる。

(3)当社において、代表取締役及び監査役は、定期的に意見交換会を開催し、相互の意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

12.財務報告の適正性を確保するための体制

当社において、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としており、「企業行動憲章」及び「行動規範」において、反社会的勢力への対応に関する規定を設け、「市民社会の秩序・安全と企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない」旨を宣言しております。また、当社は、会社法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針において、コンプライアンス体制の一環として反社会的勢力との関係遮断に関する事項を定めております。

2.反社会的勢力に向けた整備状況

(1)対応統括部署

総務担当部署を対応統括部署とし、当該部署は、反社会的勢力からの不当要求や犯罪行為等に関して、他部署からの連絡・相談窓口となるとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との間で対応策について協議を行うこととしております。

(2)外部専門機関との協議

対応統括部署では、警察が主催する連絡会等に参加し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けるなど、平素より外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理

対応統括部署では、警察などの外部専門機関や他企業との間で定期的に反社会的勢力に関する情報の交換を行い、収集した情報を一元的に管理・蓄積しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[1] コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、別紙1をご参照ください。

[2] 適時開示体制の概要

当社は、東京証券取引所(以下「東証」という。)制定の「有価証券上場規程」(以下「上場規程」という。)に定める重要な会社情報((1)決定事実に関する情報、(2)発生事実に関する情報、(3)決算に関する情報)を、投資者に対して迅速、正確かつ公平に提供するため、次のとおり適時開示に係る業務体制を構築しております。

1. 重要な会社情報の管理

当社は、上場規程に定める「情報取扱責任者」として人事総務部及び経理部担当の取締役を選任のうえ、重要な会社情報を一元的に管理し、当該情報の的確な把握とこれに基づいた適切な適時開示を行っております。

2. 重要な会社情報の適時開示(当該開示に係る業務フローの概要は、別紙2をご参照)

(1) 決定事実・決算に関する情報の適時開示

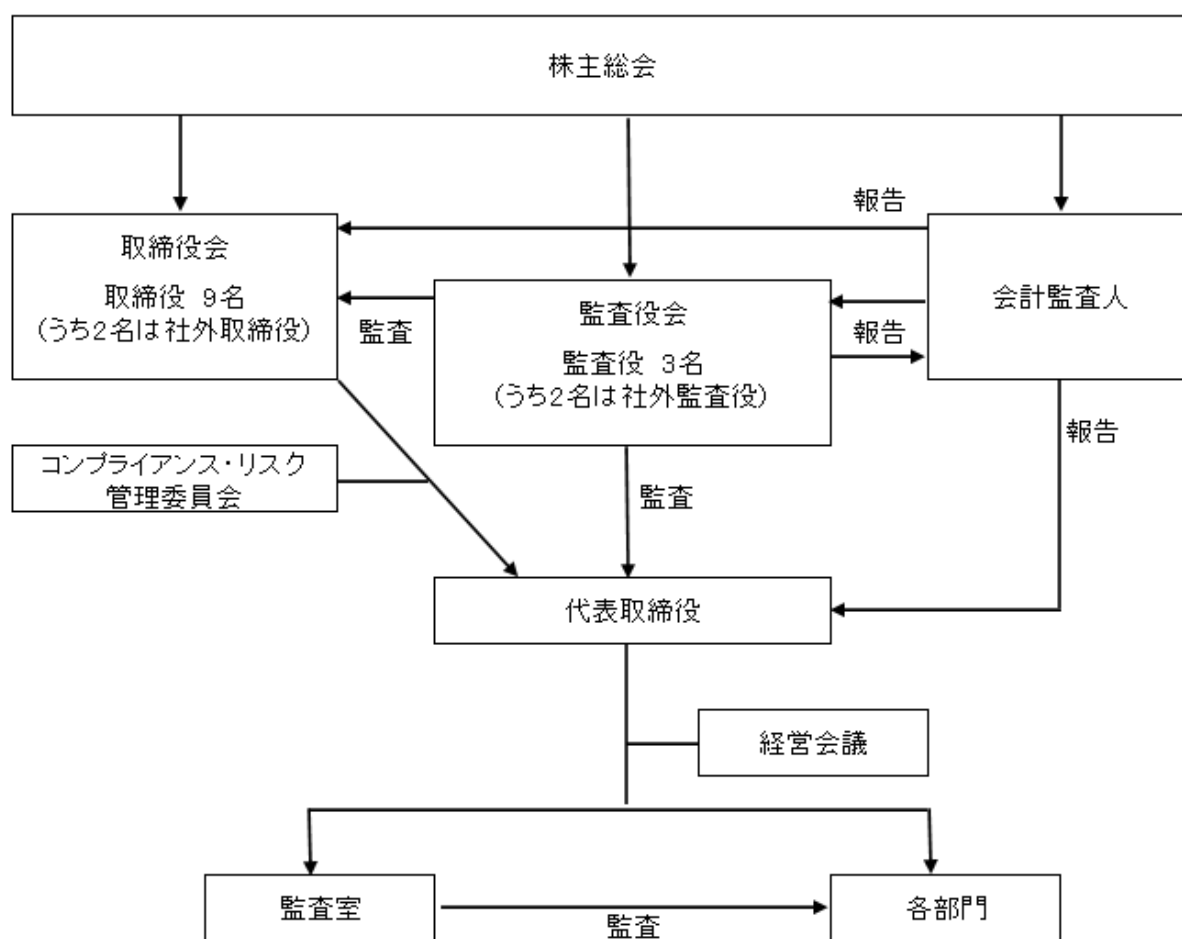
上場規程に該当する決定事項に関する情報及び決算に関する情報(業績予想・配当予想の修正を含む。)については、当社制定の「取締役会規則」又は「経営会議規則」に基づき取締役会又は経営会議の付議事項としてその承認・報告を要することとしており、当該承認・報告がなされた後、「情報取扱責任者」の指示に基づき、直ちに人事総務部及び経理部の「情報開示実務担当責任者(注)」から東証に通知することとしております。

(注)「情報取扱責任者」の指示に基づき適時開示の手続き(東証への通知等)を実施する者として、人事総務部長、経理部長又はこれらに準ずる者を「情報開示実務担当責任者」に選任しております。

(2) 発生事実に関する情報の適時開示

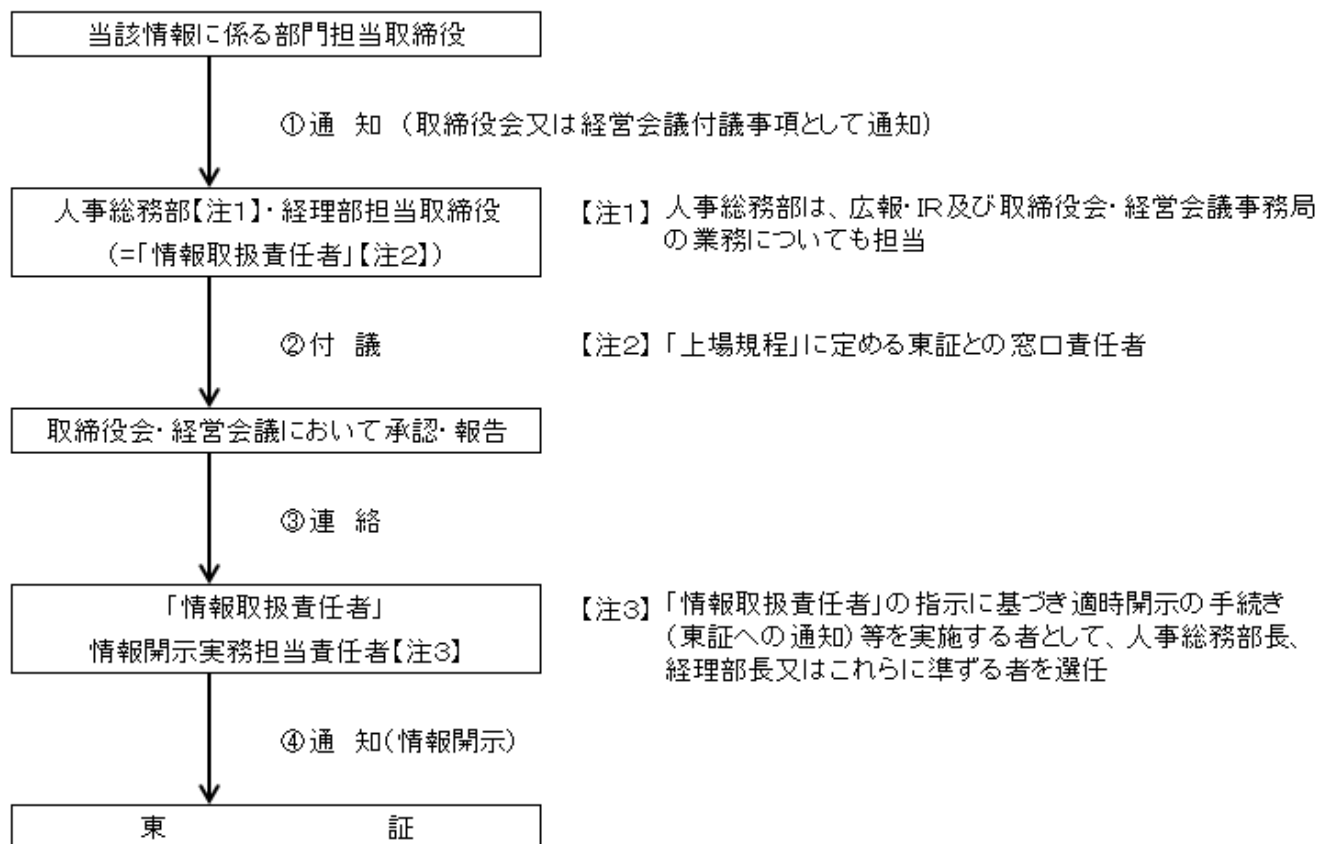
上場規程に該当する発生事実に関する情報については、当該情報に係る担当部門からの通知を受けた後、直ちに「情報取扱責任者」が社長及びその他関係取締役に対する報告を行うとともに、「情報取扱責任者」の指示に基づき、「情報開示実務担当責任者」から東証に通知することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



重要な会社情報の適時開示に係る業務体制(業務フローの概要)

【決定事実・決算に関する情報】



【発生事実に関する情報】

